

真岡市男女共同参画推進条例の体系

条例は、次のような構成・内容になっています。

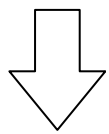
①前文、②目的、③基本理念、④責務、⑤基本的施策、⑥男女共同参画審議会

①前文

市と市民が一体となって、男女共同参画社会の早期実現を目指し、条例を制定することの決意表明が表されています。

②目的(第1条)

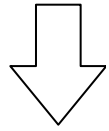
男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的としています。



男女共同参画社会の実現のための7つの基本理念

③基本理念(第3条)

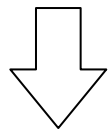
- 男女の人権の尊重
- 社会における制度や慣行の見直しと意識改革
- 施策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活と他の活動の両立
- 男女の人権の尊重を基本とする教育の実施
- 男女の生涯にわたる健康の確保
- 国際社会の動向を踏まえた取組



基本理念に基づいた施策

⑤基本的施策(第8～20条)

- 行動計画の策定 ○意識の啓発 ○人材の育成 ○活動の支援
- 教育の分野における施策
- 農林業及び家族経営的な商工業等の分野における施策
- 仕事と生活の両立支援 ○事業者の表彰 ○体制の整備等 ○施策に関する意見の申出への対応 ○積極的改善措置 ○年次報告及び公表 ○調査研究



審議会では重要事項や施策の推進状況を調査・審議

⑥男女共同参画審議会(第24条)

男女共同参画の推進に関する重要な事項について、調査や審議を行います。

※「男女共同参画社会づくり市民会議」は、市とともに行動計画を策定し、また市民の先頭に立って啓発活動や研修などを行います。

定義(第2条)

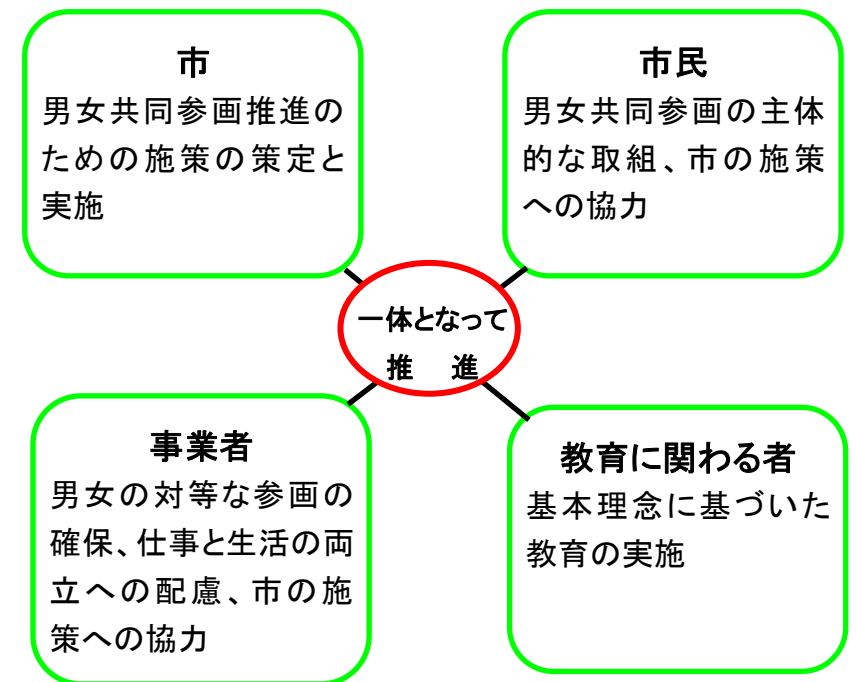
条例における定義を定めました。

- 男女共同参画
- 市民
一人一人の市民のほか、各種団体・グループも含む
- 事業者
営利・非営利、法人・非法人を問わず市内で事業を行う個人、団体
- 積極的改善措置
男女の実質的な機会の平等を図るための措置のことで、例えば「市の審議会委員における女性委員の参画の促進を図ること」など。
- セクシャル・ハラスメント

基本理念に基づいた責務

④責務(第4～7条)

市・市民・事業者・教育に関わる者の責務を定めています。



男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等(第21～23条)

男女共同参画の推進を阻害する行為を禁止・制限する事項を規定しました。

- 性別による権利侵害の禁止
セクハラや男女間の暴力行為(DVを含む)などその他の権利侵害を禁止しています。
- 性別による権利侵害等に関する相談への対応
- 公衆に表示する情報への配慮